

令和5年度 第1回豊田市障がい者計画推進懇話会意見・質問

1 懇話

(1) 豊田市駅周辺の都市施設再整備について

意見と回答

(委員) 豊田市駅東口において、南北を結ぶ、雨に濡れない動線の整備計画はあるか？

(事務局) 南北を結ぶ雨に濡れない動線の整備計画はない。駅周辺の再開発が進んでおり、地下駐車場のある施設が複数あるため、既存の施設を活用していただきたい。

(委員) ①エレベーターについて

工事中エレベーターが1台しか使用できないのは不安。また、既存のエレベーターは小さく、車いす1台と介護者が乗るととても窮屈に感じる。電動車いすや、ストレッチャータイプの車いすなど、手動の車いすより大きい車いすを使用するユーザーが増えてきている。既存ではなく、今の社会に合わせた、基準を満たしている新しいエレベーターの設置を検討してほしい。

②身障者用乗降場について

車いすユーザーが乗降する場合、トランクや左右のドアからリフトやスロープが出てくる車両からの乗降、車に車いすを横付けし乗降するなど、幅をかなり使う。利用者が困らない乗降場であったほしい。

(事務局) ①工事期間中、撤去するDデッキのエレベーターを除いて、既存のエレベーターが全て使えるよう工事業者と調整する予定。また、今のまま活用できるエレベーターは残す方針となっており、基準を満たしたものに全て更新する予定はない。ただし、再整備に伴い、新しく作り変えるエレベーターについては、基準を満たしているエレベーターに作り変えるよう検討している。なお、駅東口に設置するエレベーターは、ストレッチャータイプの車いすでも乗れる規格のエレベーターを予定している。

②乗降場は、ドアが開いた状態であっても一般車両が横を通過できる幅で、比較的ゆとりのある駐車マスを計画している。ただし、身障者用乗降場は1台分の確保となっているため、複数台で来る場合は待つていただく状態にな

る。また、身障者用乗降場の後ろがタクシー乗降場となる計画としており、タクシー協会に、混雑状況に応じて対応していただけるよう協議をしていく予定。

(委員) 通行ルートの表記について詳しく教えてほしい。

(事務局) 略図の掲示、進行方向が分かる看板の設置、路上への表示を考えているが、分かりにくいなどの御意見をいただければ工事の中で改善したいと考えている。

(委員) 複数回、通行ルートが変わると障がい者だけでなく、一般の市民も迷う可能性がある。実際の看板に現在地と進行方向を表示していただきたい。できれば、QRコードにより地図が見えるようにしていただきたい。

(事務局) いただいた意見をブラッシュアップする。

(委員) 視覚障がい者は印刷された図面は分からない。また、看板やQRコードを設置した場合であっても見ることができないため、分からない。今回の駅前の整備について、点字ブロックの位置についてなど意見を求められても、イメージが付かないため、意見も言えない。視覚障がい者向けに再度説明を行ってほしい。

(事務局) 資料や説明方法について調整し、工事前に再度説明したいと思っている。駅の案内についても相談したいと思っている。

(2) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプランの進捗について

意見と回答

(委員) ①施策分野5

精神障がい者の地域移行について受入側の具体的な施策について、グループホームでの受け入れ以外はあるか？

②施策分野7

地域のこども園の受入体制の充実や医療的ケア児に対する看護師の派遣に対して嬉しく思う。こども園だけでなく、小学校、中学校、高校に途切れなく

続く施策が大事だと思う。学校のバリアフリー化や障がい児の受け入れに対する理解が大切だと思う。また、以前の懇話会で通学時の移動支援サービスの利用について要望したが、現在の状況を教えてほしい。

③障がい福祉サービスは希望通り利用できているのか？希望通りの支給決定は出ているが、ヘルパー不足によりサービスが利用できていない現状があるのではないか？データとして障がい福祉課は把握しているのか？

(事務局) ①自立支援協議会と連携し、長期入院している方に対する退院支援をしている。医療と連携して地域移行ができるよう今年度実験的に進めている。

②学校のバリアフリー化や教員に対する障がい理解についても関係課を中心に進めている。障がい福祉課としても理解啓発を今後も進めていく。また、移動支援については、昨年度検討し、通学であっても移動支援が利用できるよう支給決定が出せる方針とした。ただし、ヘルパーが通学時間に対応できるか。など課題があるため、利用者やヘルパーの状況を踏まえ、支給決定を出す運用とする。

③各事業所の利用状況まで把握していない。ただし、支給決定量に対し、利用量が少ない現状は認識している。いただいた御意見を参考に検討していく。

(委員) 施策分野 3

ICTを活用した意思疎通支援について、どこにどのような機器が導入されているか具体的に説明してほしい。

(事務局) 音声認識アプリがダウンロードされているタブレット端末 1 台を障がい福祉課の窓口を設置している。また、『コミュニケーション』と呼ばれる音声を指向的に届ける機器も設置している。どちらも希望者に対し試験的に運用しており、正式な導入については、今後検討していく。また、タブレット端末及びコミュニケーションは移動可能な機器になるため、希望者が機材のある席に移動するのではなく、希望者のいる窓口でタブレット端末やコミュニケーションを利用できるように運用している。ただし、台数に限りがあるため、全ての窓口で同時に使用することはできない。

(委員) ①障がい福祉課に設定している音声認識アプリなどICT機器に対する利用者の反応を教えてほしい。

②3年程前、総合案内窓口で会議室の場所を聞いた際、口頭での説明で筆談してもらえなかった経験がある。今回は、筆談で説明してもらえたが、文字に書いての説明が難しいのか、分かりづらかった。音声認識アプリを活用したらもっとスムーズに説明できると思う。ぜひ音声認識アプリがダウンロードされたタブレット端末を障がい福祉課だけでなく、総合案内窓口にも設置していただきたい。

③障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されたが、ライフサポートプランの根拠法になるのか？

(事務局) ①4月から始まった試験運用であり、特に利用者からの反応はない。まずは市民から機器について認識してもらう必要がある。

②以前いただいた御意見から、市役所内の全窓口で筆談対応する意思表示を掲示し、希望者に筆談対応をしている。市民に分かりやすく伝わるよう努めるが、引き続き試験運用していく中で出た御意見等を参考に、導入について検討する。なお、市関係施設や病院、薬局に対して筆談対応と筆談対応する意思表示の掲示の協力についてお願いをしている。

③アクセシビリティ法について、ライフサポートプラン内に具体的な内容を記載する予定はない。ただし、アクセシビリティ法の趣旨や重要性を踏まえ、引き続き施策の推進をしていく。

(委員) 障がい者数の推移について、毎年精神障がい者が250人前後増加している現状の中、障がい福祉に対する関心は下がっており、精神障がいに対する主な取組についても無いように感じる。精神障がい者が増加している現状を踏まえ、具体的な取組について教えてほしい。啓発についても講座以外でどのように啓発していくか教えてほしい。

(事務局) 具体的な施策は、担当部署が異なるため概略的な説明となるが、精神障がい

者の長期入院の対策や退院支援について精神障がい者部会等で、地域移行がスムーズできるよう支援策を検討している。精神障がい者が増加している現状ではあるが、施策の検討や推進を実施しており、精神障がい者の地域包括ケアシステム構築について保健部を中心に進めていく。啓発について、講座に限らず、イベント等で情報発信しているが、対象者が限られており、関心度が低くなっていることは課題と認識している。今後はSNSなどのツールを活用して、対象者を広げ情報発信ができるよう考えている。また、幼いうちから障がい福祉についてへの理解に対する必要性を感じている。引き続き教育委員会と連携し啓発していく。自治区に対しては、心のバリアフリー推進講座による啓発をする。

(委員) ①市役所内の点字ブロックがメイン通路にしか点字ブロックが設置しておらず、自分が行きたい課がどこにあるのか具体的に分かりづらく、行きたい課まで行けない。

点字ブロックを多く設置すると、車いす利用者等が安全に通行できない場合があるが、ソフトマット素材で作られた点字マットがある。車いす利用者等にとっても安全に通行できるため、導入の検討をしてほしい。また、障がい福祉課等その他の番号札を取って待つ窓口について、番号札を取るが、印刷された番号札では、自分が何番なのか分からない。視覚障がいに分かるような対応をしてほしい。

②施策NO.33 視覚障がい者等が利用しやすい資料の充実について、朗読CDと記載しているが、「朗読」ではなく「音訳」と使うのが一般的。また、「朗読」と「音訳」は意味が違う。「朗読」を使う特別な意味があるのか？

③市役所から届く封書に点字が付くことが増えたが、限られた課のみである。市役所から届く封書については、点字が付いてほしい。本来は、どこから届いただけではなく、どんな内容の書類が届いているのか自分達で確認したい。家事援助や同行援護サービス内に代筆・代読もしてもらえるが、家事援助や同行援護サービス中に書類を持って行くことは難しい。代筆・代読独自のサービス受給について考えてほしい。

(事務局) ①歩行誘導ブロックや番号札について、関係部署にも共有し、御意見を参考に導入の検討をする。

②施策NO.33は図書館の内容になるため、意図があって「朗読」と記載しているか分からない。今回の内容について担当課に共有し、今後については調整したうえで資料を作成する。

③封筒の点字について、市役所内の理解向上として推進していく。代筆・代読のサービスについては、いただいた御意見を参考に今後の検討とさせていただきます。

(委員) ①**施策NO.20 障がい者虐待相談について、この件数は通報件数なのか？虐待と認定された件数なのか？**

②支給決定と実際の利用量の相違について、実際に事業所が見つからない場合や、ヘルパーの都合により移動支援が使えていないのが現状。また、短期入所についても事業所数が少なく、利用したくてもなかなか利用ができない。事業所しただと思うが、現状として利用ができていないため、検討をしていただきたい。

(事務局) ①施策NO.20の件数は、相談件数である。

②支給決定についての御意見を課内で内容を共有し、施策の検討をしていく。